

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主、顧客をはじめ、取引先、地域社会、従業員など様々なステークホルダーの期待に応え、長期的な企業価値を持続的に向上させることを目指しています。

これらを実現するための基盤として、コーポレートガバナンスは極めて重要であると考え、株主をはじめ各ステークホルダーからの信頼を高め、経営資源の充分な活用を図るため、当社はコーポレートガバナンス基本方針を定め、その実践と継続的な見直しを行っています

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜原則4-8 独立社外取締役の有効な活用＞

当社は現在、独立社外取締役は1名ですが、独立社外取締役が2名以上となるよう候補者について検討しています。

＜原則4-10 任意の仕組みの活用＞

当社は、報酬と指名に関する諮問委員会の設置を検討してまいります。本諮問委員会は、取締役の報酬の決定方針、取締役・監査役・経営陣幹部の各候補者案について、それぞれ審議を行い、取締役会に答申を行うものであり、その構成員に独立社外役員を含むものとします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、取り組み内容について「コーポレートガバナンス基本方針」としてまとめ、当社のホームページに掲載しています。

「コーポレートガバナンス基本方針」 <http://www.toppan-f.co.jp/etc/governance.html>

また当社の経営方針については、次のURLに掲載しています。

<http://www.toppan-f.co.jp/ir/strategy.html>

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされている事項については、当社基本方針の次の項目をご参照下さい。

＜原則1-4 いわゆる政策保有株式＞

基本方針 「2-(4)政策保有株式」

＜原則1-7 関連当事者間の取引＞

基本方針 「2-(1)株主の権利・平等性の確保」

＜原則3-1 情報開示の充実＞

基本方針 「4適切な情報開示と透明性の確保」

基本方針 「1コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」

基本方針 「5-(2)取締役の報酬」

基本方針 「5-(3)取締役、監査役の指名」

＜原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲＞

基本方針 「5-(1)ガバナンス体制」

＜原則4-9 独立性判断基準＞

基本方針 「5-(5)独立社外取締役」

＜原則4-11-1 多様性、規模に関する考え方＞

基本方針 「5-(6)実効性確保」

＜原則4-11-2 兼任状況＞

・役員の重要な兼職状況については、毎年「定時株主総会招集ご通知」に記載しています。

＜原則4-11-3 取締役会の実効性＞

基本方針「5-(6)実効性確保」
・年に1回、監査役による取締役・執行役員職務執行状況調査を実施しており、各役員の自己評価を基に、取締役の義務（善管注意義務、忠実義務）、取締役の職務執行の監督、利益相反取引の監督、内部統制システムの実施状況の監督等につき、状況の把握と評価を行っています。その結果は取締役会に報告され、昨年度の当社の取締役会全体の実効性は、適正であると判断しています。

<原則4-14-2 トレーニングの方針>
基本方針「5-(9)トレーニング」

<原則5-1 株主との対話>
基本方針「6株主との対話」

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
凸版印刷株式会社	67,419,000	58.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,082,300	6.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,995,600	2.60
トッパンフォームズグループ従業員持株会	2,073,600	1.80
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	1,924,600	1.67
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,458,300	1.27
UBS SECURITIES LLC－HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT	1,336,600	1.16
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	929,400	0.81
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	760,300	0.66
野村信託銀行株式会社	685,400	0.59

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	凸版印刷株式会社（上場：東京）（コード）7911

補足説明	――
------	----

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、独自の業務ノウハウ、技術等を保有して事業基盤を築いております。親会社との間では、金銭等の貸借関係、保証・被保証関係、重要な

ライセンス関係などを有しておらず、また、親会社との取締役兼務は1名のみであり、従業員の出向関係もわずかであります。従って、親会社と企業理念を共有しつつも、経営の独立性を確保しております。

親会社とは、製品の受発注の関係がありますが、当社の事業の中で大きな比率を占めるものではありません。当該取引にあたっては、偏った判断をすることがないよう留意し、一般取引と同様の条件で公正かつ適切に行っております。今後とも、独立性を確保し、親会社との取引において少数株主の利益が不当に害されることがないよう、適切に判断していく所存です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	23名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ルディー和子	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ルディー和子	○	-----	ルディー和子氏は、マーケティング論の専門家として豊富な経験と知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識を経営判断の場において十分に活かしていただくため選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準および開示加重要件のいずれも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は適宜情報や意見を交換し、相互に監査に立ち会うなどして、問題点や情報の共有化を図っております。監査結果については、代表取締役及び各担当取締役に随時報告され、必要に応じて改善が勧告されております。また、内部監査部門が監査役を補佐する体制となっており、内部監査部門を充実することにより、監査役の機能強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木下 徳明	公認会計士													
佐久間 国雄	他の会社の出身者			○										
尾畑亜紀子	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 徳明	○	----	公認会計士であり、また平成22年3月まで中央大学商学部教授を務めており、財務・会計および企業法務に関する幅広い経験と見識に基づき、経営全般の監査を適切に遂行できると考えております。なお、木下氏は上場管理等に関するガイドラインに定める独立役員の独立性判断基準のいずれの項目にも該当せず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
佐久間 国雄		当社は、同氏が代表取締役会長を務める東洋インキSCホールディングス株式会社の子会社との間に原材料等の取引があります。平成22年6月 親会社凸版印刷株式会社の社外取締役（現任）であります。	取引先の代表取締役会長であり、業界の経験が豊富な為。なお、同氏が会長を務める東洋インキSCホールディングス株式会社は、当社親会社の持分法適用関連会社ですが独立性は高く、また、印刷業界に精通しており、実効性の高い監査を行えると考えております。また、親会社の取締役に就任しておりますが、非常勤社外取締役であり、独立性は高いと考えております。
尾畑亜紀子	○	----	弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の監査を適切に遂行できると考えております。尾畑氏は、上場管理等に関するガイドラインに定める独立役員の独立性判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

報酬等と企業価値や業績との間に一定の連動性を与えることが経営の効率性の向上に資するとの考えに基づき、業績連動型報酬制度を導入し

ています。これは、取締役の報酬額を一定の固定枠と当期連結営業利益の1%以内とする変動枠の合計額以内とするものです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の総額（平成27年3月期）
503百万円（内基本報酬472百万円 賞与83百万円）
対象となる役員の員数 18名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、役位別の基本報酬基準額をベースとして、業績及び経営に
対する貢献度等を総合的に勘案して決定しております。また、長期業績連動報酬の性格を持たせるため、常勤取締役の月額報酬の一部
を自社
株式取得を目的とする報酬とし、役員持株会を通じた自社株購入に充当しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社内取締役・監査役が適宜情報を伝えると共に、取締役会等の議事録や関係書類の回付等を通じて、業務執行の状況を適切に把握できる体制
となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- ・当社は、毎月、取締役会（15名、男性14名：女性1名）を開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。また、役付取締役等により構成される経営会議、並びに経営課題や事業戦略を討議する役員会を毎月定期的に開催し、取締役会付議事項を含む経営上重要な案件について審議しており、これにより適正かつ迅速な経営判断を図っております。
 - ・当社は、監査役制度を採用しており、監査役による取締役の職務執行の監査を実施しております。監査役は、定期的に監査役会（4名、男性3名：女性1名）を開催するほか会社の重要な会議に出席しており、取締役の業務執行を監査できる体制となっております。
 - ・業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、経営全般に対する監査体制の確立を図っております。
 - ・会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、あらた監査法人を選任し、監査役会とも連携し、会計における適正性を確保しています
- す。平成27年3月期に当社の会計監査を担当した公認会計士は、仲澤孝宏氏及び加藤達也氏であります。
- 監査役機能強化に関する取り組み状況について
- ・内部監査部門が監査役を補佐する体制となっており、内部監査部門を充実することにより、監査役の機能強化を図っております。
 - ・監査役4名中3名が社外監査役であり、うち2名を独立役員として指定しています。独立役員として指定された社外監査役のうち1名は公認会計士であり、財務・会計に関する高い知見を有しております。また、他の独立役員である社外監査役は弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しております。
 - ・常勤監査役1名は、経理部門及び内部監査部門を歴任しており、財務、会計に関する高い知見を有しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- ・当社は、監査役設置会社です。当該体制により、十分な経営監視機能が果たされていると考えています。
- ・独立役員である社外取締役を1名選任しております。また、社外監査役3名のうち2名は独立役員であり、公認会計士1名と弁護士1名であります。また常勤監査役は長年の財務経理に関し豊富な経験を有しています。
- ・監査役会は、常勤監査役を中心に活発に監査活動を行っており、取締役会を始めとする重要会議に出席すると共に、重要な事業所や子会社への監査も実施し、取締役の職務の執行を十分に監査しています。

・また、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置しており、当該部門による業務監査を実施することにより、監査体制の強化を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送期限日より4営業日前に発送しています。（発送日6月5日）
電磁的方法による議決権の行使	株主様の利便性を考慮し、インターネットによる議決権行使ができるようにしています。 また、携帯電話を利用した議決権行使も可能としています。
その他	総会当日は、画像等を利用して、株主様がわかりやすい説明を心がけています。また、招集通知のホームページへの記載をしています。

2. I Rに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、決算や業績について説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回、社長または担当役員が海外投資家を個別訪問し、業績等の説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート（英語版）、事業のご報告（株主通信）等を掲載しています。（ http://www.toppan-f.co.jp/ir/index.html ）	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：広報部	
その他	年2回、株主様に株主通信として「事業のご報告」を送付しています。 また、当社ホームページにも掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営信条およびトッパンフォームズグループ行動指針等に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR報告書を作成し公開しています。 「CSR報告書」 http://www.toppan-f.co.jp/csr/csr_report.html
	＜ダイバーシティ推進に対する基本的な考え方＞ ・当社は情報を核にした事業領域の拡大とさらなるグローバル市場の開拓のため、変化に対応する力のある組織と人材づくりにより、価値創造型企業への変革を図っています。

その他

- ・この取り組みを進めるにあたって「ダイバーシティ&インテグレーション」を経営戦略の柱の一つに位置づけ、新しいアイデアの創造と柔軟な発想で多様なニーズに対応し、得意先満足度の向上を目指しています。
- ・この考え方を実現するために、推進部門として総務本部にダイバーシティ推進部を設置すると共に、各事業部、各グループ会社をメンバーとするダイバーシティ推進委員会を設け、グループ全体で諸施策の推進を図っています。
- ・具体的には、女性の積極的採用と育成、高齢者のキャリア開発と活用、外国人・障がい者採用に取り組んでいます。また、労使間のコミュニケーションを促進し、労使でPDCAサイクルを回しながら「ワーク・ライフ・バランス」を積極的に推進し、働きがいに満ちた環境づくりを実践しています。

<女性の活躍推進への取り組みについて>

- ・女性の積極採用：新卒採用者の男女比率を50：50に目標設定し、採用活動を継続しています。全社員に占める女性社員の比率は19.5%（前年比+1.2P）に向上しています。
- ・女性管理職層育成研修：意欲ある女性社員を選抜し、年間を通じた研修を実施。同時に受講者の上司を対象にマネジメント研修を行い、社内風土の構築を行っています。管理職層に占める女性の比率は4.6%（前年比+0.6P）となっております。（比率はそれぞれ2015年3月31日現在）
- ・社内向けイベント・セミナー：育児休業復帰者研修、働く母親のランチミーティング、女性活躍推進セミナー、管理職に対するダイバーシティ研修、等を実施。
- ・役員（取締役、監査役）に占める女性比率は、10.5%となっております。（2015年6月26日現在）

<各種選定>

- ・当社は、様々なダイバーシティ推進への取り組みが評価され、2014年3月に経済産業省がダイバーシティ経営に優れている企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」に選定されました。また、東京証券取引所が経済産業省と共同で女性活躍推進に優れた企業を選定する「なでしこ銘柄」については、2014年3月に続き2015年3月に2年連続で選定されました。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定、実施し多様な労働条件の整備を進めた結果、厚生労働大臣より「子育てサポート企業」として、2013年7月に二度目の次世代育成マーク（愛称：くるみん）を取得しました。

<参考データ>

女性社員比率、女性の管理職比率の推移については、別表をご覧ください。

*当社のダイバーシティへの取り組み内容及び現状の詳細につきましては、当社ホームページ
をご覧ください。

<http://www.toppan-f.co.jp/csr/dc/index.html>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築に関する基本方針

1.基本方針

当社は、社会益、会社益、個人益からなる企業理念である「三益一如」の下、総合情報管理サービス企業として社会からの信頼をより強固なもの

にするとともに、株主をはじめとするステークホルダーの満足度を高めるため、さらなる企業価値・株主価値の向上を目指している。そのために、

全ての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築し、運用を通じて継続的な改善を図っていくことが最も重要であると認識している。

当社はこれらの達成に向けて会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び子会社の業務執行に関する体制および監査に関する体制を以下

のとおり整備し、その実現を図る。

2.業務執行に関する体制

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」に従ってこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を

確保する。また、取締役は、反社会的勢力と一切の関係をもたず、不当要求に対しては毅然とした対応をとる。

監査役は、法令、定款及び「監査役会規則」に基づき取締役の業務執行の適法性を監査する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、「取締役会規則」並びに「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」に

基づき適切に保存し、管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要なときに閲覧できる。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び子会社を取巻くさまざまなリスクを予見しそのリスクがもたらす経営的損失を予防するとともに、そのリスクが具体的な経営危

機に発展した場合においても被害の最小化、再発防止策等を効果的に講ずるため、「トッパンフォームズグループリスクマネジメント規程」を制定している。

具体的には、リスクマネジメント担当取締役を委員長とする全社統括RM委員会の下に、リスクカテゴリーごとの全社横断的なRM専門委員会と

各事業部・子会社単位の組織別RM委員会を設け、それぞれが連携し、個別リスクに対応したマニュアルやガイドライン等を作成し、教育・研修等

を通じてその周知徹底を図っている。

また、万一不測の事態が発生した場合は、被害の最小化を図るため本社内に緊急事態対策本部を設け、速やかに情報収集を行うとともに、被害

の最小化を図るための対応策を決定し、その実施を統括する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催すると共に、経営上重要

な案件を審議する経営会議、並びに経営課題及び事業戦略を討議、共有する役員会を定期的に開催し、経営の意思決定の迅速化と効率的な事

業の運営を行う。

また、取締役、従業員が共有する全社的な経営目標（年度計画、中期経営計画）を定め、その達成のため事業部制を導入し、各事業部業績目

標と実績を毎月開催される役員会においてレビューし、目標達成を阻害する要因を分析し、その要因を排除・低減する改善を促すことにより、目

標達成の確度を高めると共に、全社的に各業務プロセスにおけるIT化を積極的に推進し、業務の効率性を高める。

(5)従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「トッパンフォームズグループ行動指針」を定め、この周知徹底を図ることで従業員の職務執行の適法性

を確保する。そのために、全社統括RM委員会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、総務本部とともに、法令遵守と企業倫理の確立を図る。

さらに、各職場における行動指針の浸透を図るため、全社的にコンプライアンス推進リーダーを配置し、各職場における浸透活動を推進する。ま

た、コンプライアンスの一環として、「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、反社会的勢力の排除及び不当な要求の拒絶のための体制

を確保する。

また、事業部門から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、定期的に各事業部における業務執行状況を監査し、その結果を代表取締

役、担当取締役及び監査役会に適時報告する。

さらに、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため、「トッパンフォームズグループ内部通報規程」に従い「企業倫理ホットライン」を設

置する。

(6)当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての業務の適正を確保するため「国内関係会社管理規程」及び「海外関係会社管理規程」を策定し、この規程に則った経営

を推進する。

また、関係会社社長との会議を定期的に開催し、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に

努める。

さらに、当社は方針説明会等により、グループ会社の経営方針及び事業の状況について定期的な検討を行い、適正かつ効率的なグループ経営

を実施する。

なお、当社は、親会社の企業理念を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の

施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。

3.監査に関する体制

- (1)監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役会が、職務を補助すべき従業員を求めた場合は、監査役会と協議の上、必要に応じて監査業務を補助する従業員を配置する。当該従業員の人選等は、監査役会の意見を尊重する。また、監査役会と内部監査部門である内部監査室との間で定期的に情報連絡会を開催し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。
- (2)監査役がその職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項
前号に基づき監査業務を補助する従業員を配置した場合、当該従業員の指揮命令権は監査役会に属するものとする。また、当該従業員の人事処遇にあたっては、監査役会の意見を尊重する。
- (3)取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか代表取締役との協議により定めた報告すべき事項について、取締役から報告を受けることとする。また、監査役会は、いつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる。
- (4)その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、関係会社監査役会を定期的に開催し、グループとしての監査役監査の実効性を高める。
さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図る。
また、必要に応じて会計監査人、弁護士、その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携を図ることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

「反社会的勢力排除に関する基本方針」
トッパン・フォームズ株式会社およびその関連会社（以下「当社グループ」という）は、企業の社会的責任を強く認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体による被害を防止するため、以下の通り基本方針を定め、これを実行し維持することを宣言します。

（１）当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、また、反社会的行為に決して加担しません。

（２）当社グループは、反社会的勢力からの不当要求が為された場合には、これを断固として拒絶すると共に、民事・刑事の両面から法的措置を検討します。また、いかなる場合であっても、反社会的勢力との裏取引および資金提供・物品の購入等の利益供与を行いません。

（３）当社グループは、警察、弁護士等の外部機関と密接な連携をとり、不当要求に対して適切な対処ができる体制を整え、反社会的勢力に組織的に対応するものとします。また、反社会的勢力の不当要求に対応する従業員の安全確保を図ります。

2. 整備状況

当社では、反社会的勢力の排除について「トッパンフォームズグループ全社行動指針」の中に明記し、その徹底を図っている。
また、総務部門を中心に不当要求防止責任者を設置し対応にあたると共に、警察及び社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携を取り、社内体制整備、情報収集を行っている。
さらに、反社会的勢力の排除に関する教育を全社におけるコンプライアンス教育の中で実施し、周知・浸透に努めている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1)会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、経営に関する法令遵守と企業倫理の徹底をはかるために「トッパンフォームズグループ行動指針」を制定し、企業情報の適時・適切な開示と説明責任を全うすることを通じて社会からの信頼を得ることを基本原則のひとつとして掲げております。

また、東京証券取引所の適時開示規則の規定に該当する企業情報に加えて、株主や投資家に当社を理解して頂くために有効と判断できる情報についても積極的に開示することを「IRに関する基本方針」としております。

(2)適時開示に係る社内体制

当社では、業務部門において発生する重要案件は、取締役会の事前審査機関である経営会議にて報告・審議を行い、経営上の重要情報の集約化を図っております。

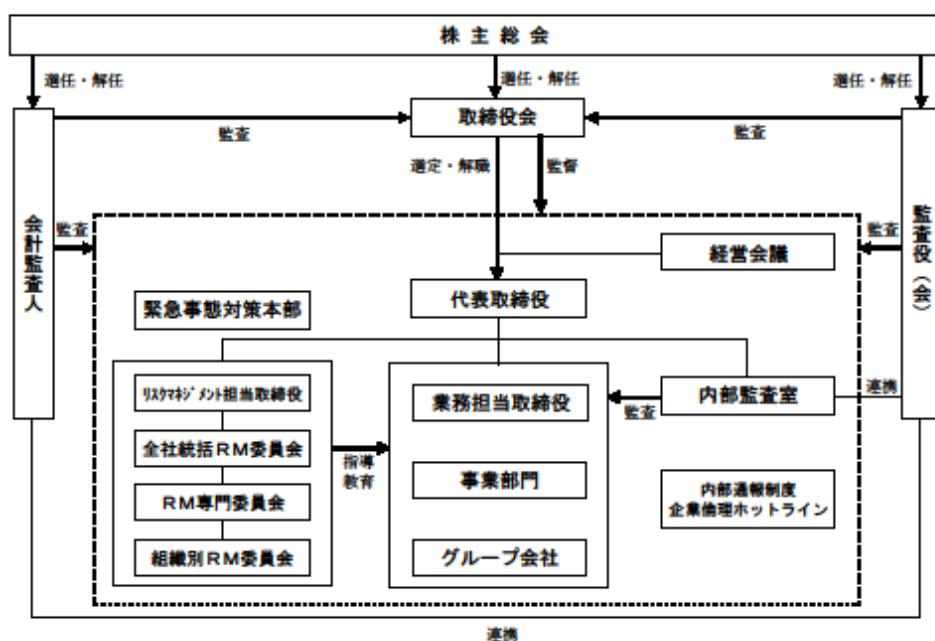
また、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の経営関連情報の集約体制を構築しております。

重要事項の決定については、取締役会にて承認・決定を行い、決定された情報を広報部に設置された情報取扱責任者の管轄のもと、関連部署と連携して正確かつ速やかに開示することに努めております。

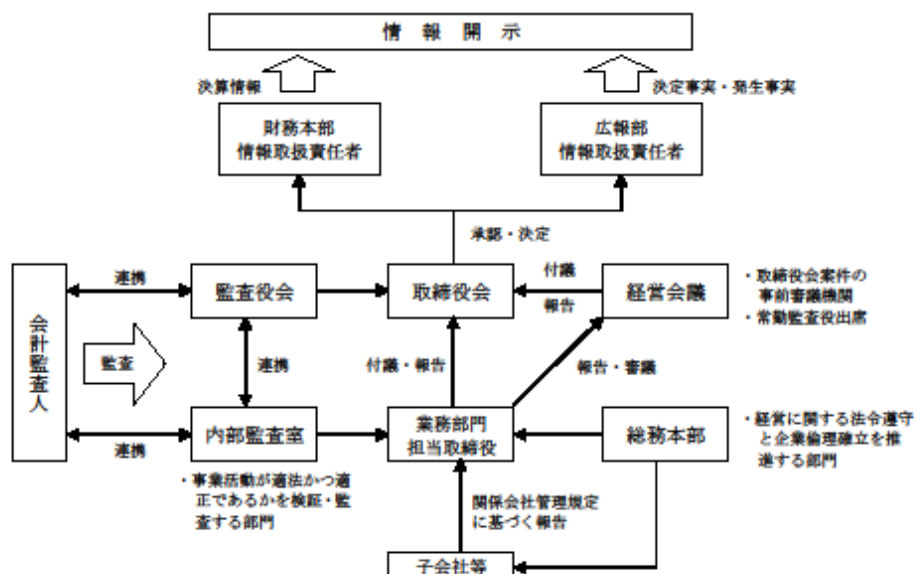
また、各業務部門の内部統制の充実を図るために、内部監査室による監査を行うと同時に総務本部によりグループ各社を含めた法令遵守と企業倫理拡充を推進しております。

(後掲「適時開示に係る社内体制図」参照)

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示に係る社内体制図



<参考データ>

女性社員数推移

(年度末)

	2012年	2013年	2014年
全社員数	1,889	1,839	1,854
女性社員数	351	337	362
女性構成比	18.6%	18.3%	19.5%

女性管理職層構成比

(年度末)

	2012年	2013年	2014年
女性管理層人数	18	24	29
女性構成比	3.1%	4.0%	4.6%